

長崎デザイナーズバンク設置要綱

(名称)

第1条 本組織は、長崎デザイナーズバンク（以下、「バンク」という。）と称する。

(目的)

第2条 デザイナー及びデザイン関連企業がデザインを希望する県内企業等からの相談に応じることで、県内企業等のデザインに対する意識の啓発や商品デザイン力の向上を図るため、長崎県産業デザインネットワーク（以下、「NID-net」という。）に、バンクを設置する。

(事業)

第3条 バンクは、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- 2 登録デザイナーの紹介
- 3 登録デザイナー情報の提供

(事務局)

第4条 長崎デザイナーズバンクの事務局を長崎県窯業技術センターに置く。

(登録)

第5条 バンクへの登録は、NID-net の会員である県内在住もしくは県出身のデザイナー個人または県内に事業所を置くデザイン関連企業の申請によるものとし、企業等からの相談に対応可能なデザイナーを登録する。

2 登録にあたっては、「長崎デザイナーズバンク登録申請書（様式1）」及び、「長崎デザイナーズバンク登録票（様式2）」をバンク事務局に提出する。

3 バンクに登録後、登録を辞退する者は、その旨事務局に連絡することとする。また、登録を受理された者であっても、本要綱に反する行為があった場合は、登録を取消することができる。

(登録デザイナーの紹介)

第6条 企業等依頼者からの相談に対し、希望する分野や地域等により、バンク登録デザイナーの中から随時紹介する。

(登録デザイナー情報の提供)

第7条 登録デザイナーに関する情報の提供については、NID-net のホームページへの掲載にて行うこととし、掲載する情報は、バンク登録時に提出する登録票太枠内の公開可能な情報とする。

(デザイナーの紹介及び情報の提供の対象)

第8条 登録デザイナーの紹介及び情報の提供は、県内外を問わず提供する。

(その他必要な事項)

第9条 この要綱に定めるもののほか、バンクの運営に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成23年9月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年5月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。